

## お知らせ 10月1日は 「浄化槽の日」です

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたことを記念して制定されました。

浄化槽は、微生物の働きを利用して、水洗トイレや台所風呂、洗濯などの生活排水を処理し、きれいな水に戻してから川へ放流する装置です。反面、使い方を誤ったり、維持管理を行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなります。次の3項目は、浄化槽法により浄化槽設置者の皆さんに義務付けられたものです。浄化槽は生きた微生物が活躍するとてもデリケートな装置です。浄化槽設置者の皆さんは、適正な維持管理をお願いします。

### ▼保守点検を受けましょう

「保守点検」では、浄化槽の機能を維持するために機器類の調整や消毒薬の補充などを4か月に1回以上実施します。（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。）「保守点検」の委託は、

県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

### ▼清掃を行いましょう

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、放流水の水質悪化や悪臭の原因になります。「清掃」では、汚泥の引き抜きなどを年1回以上行わなければなりません。清掃を委託する際は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

### ▼法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが、「法定検査」です。「保守点検」「清掃」とは別に、使用開始後3〜8か月の間に1回、その後は年1回、県の指定する検査機関（高知県環境検査センター）による水質検査を受けなければなりません。

### ■問い合わせ

高知県環境検査センター

☎860-2400

上下水道課

☎893-1161

## お知らせ B型肝炎の予防接種が 定期接種になります

### ▼定期接種開始日

10月1日

### ▼対象者

平成28年4月1日以降に生まれた方

### ▼対象年齢

1歳に至るまで（標準的には生後2か月〜9か月まで）

### ▼接種回数

3回（27日以上の間隔を置いて2回目を接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回接種）

### ▼費用

無料（公費）で接種可能となります。

### ▼予診票

平成28年4月1日〜平成28年9月30日生まれの方には定期接種開始日を目的に予診票を個別送付します。それ以降に生まれた方には、あかちゃん訪問の際に予診票をお渡しします。

### ■問い合わせ

ほけん福祉課

（すこやかセンター伊野内）

☎893-3811

## お知らせ 新しい介護予防・日常生活 支援総合事業が始まります

介護保険制度の改正により、現在の要支援1・2の人が利用している介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）の二つのサービスについては、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が提供する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」のサービスへ移行することになりました。

町では10月1日から新しい総合事業を開始し、サービスを提供しています。サービスを利用したい方は、地域包括支援センターにご相談ください。

### ■問い合わせ

（すこやかセンター伊野内）

☎893-3810

地域包括支援センター

（すこやかセンター伊野内）

☎893-0231

利用について

地域包括支援センター

（すこやかセンター伊野内）

☎893-0231

## お知らせ 振り込め詐欺に注意

8月末現在の県内での振り込め詐欺の被害は18件（うち未遂2件）で、被害額は3,058万9,874円となっています。18件の被害のうち、65歳以上の高齢者が12件で、被害額は3,054万円と被害の大半を占めています。

### ▼手口別の内訳

- ・架空請求詐欺／9件
- ・オレオレ詐欺／3件
- ・還付金などの詐欺／4件
- ・融資保証金詐欺／2件

現金を郵送などするように要求する行為は明らかに詐欺です。「レターパック、ゆうパック、宅配便で現金を送る」「還付金があるのでATMに行ってください」「老人ホームの入居権を譲る」「キャッシュカードを預かる」などの不審な電話がかかってきたときは迷わず警察署又は駐在所までご連絡ください。

### ■問い合わせ

土佐警察署

☎852-0110

いの警察庁舎

☎893-1234